

「ベクルリー®」が 医師の指示の下での看護師による 在宅療養患者等への投与が可能となりました

この度、抗ウイルス剤「ベクルリー®点滴静注用100mg」(一般名:レムデシビル)が「保険医が投与できる注射薬の対象薬剤」に追加されたことをお知らせします。

2022年1月21日の中央社会保険医療協議会・総会(中医協)において、「保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤」としてベクルリーを追加することが了承されました。これに伴い、医師の指示の下で看護師が在宅療養患者等へベクルリーを投与できるようになりました(以下の厚生労働省からの事務連絡をご参照ください)。

なお、投与にあたっては、電子添文や『新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き』をご参照いただくようお願い申し上げます。

疑義解釈資料の送付について(その89) 厚生労働省保険局医療課 事務連絡 令和4年1月27日発出

問1 ベクルリー点滴静注用100mg(成分名:レムデシビル)(以下「本剤」という。)について、保険医が投与することができる注射薬として、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで、患者の症状の経過に応じた量を投与することは可能か。

(答)令和4年1月21日の中央社会保険医療協議会において、「新型コロナウイルス感染症の状況及び学会からの要望書等を踏まえ、…保険医が投与することができること」について了承されたことを踏まえ、可能。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえて、本事務連絡(疑義解釈の送付について(その89))の発出日以降適用するものとする。関係告示等については、追って改正する予定である。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000888657.pdf>(2022年2月16日閲覧)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その65)

厚生労働省保険局医療課 事務連絡 令和4年1月28日発出

問1 介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、当該者に対して、ベクルリー点滴静注用100mg(成分名:レムデシビル)(以下「本剤」という。)を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)第16第3号に規定する注射薬のうち、「抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できるか。

(答)算定可。なお、注射実施料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成20年厚生労働省告示第128号)等に基づき取り扱うことに留意されたい。また、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その65))の発出日以降適用される。

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/news/2012/000211200.pdf>(2022年2月16日閲覧)

弊社の医療関係者向け情報サイト「G-STATION+」では、ベクルリーの投与・調製方法・保管取り扱いなどの基本情報や適正使用のための情報が網羅されております。ぜひご覧ください。



問合せ ギリアド・サイエンシズ株式会社 メディカルサポートセンター

TEL 0120-506-295(平日9:00~17:30 会社休日を除く)